

議案第 2 1 号

那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

那須烏山市条例第 号

那須烏山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第25号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。